

令和 7 年度

事業申請者向け

原子力被災 12 市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入） に係る事務手続きの手引き

福島県では、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により避難等を余儀なくされた地域での営農再開等を支援しています。

令和 7 年度第 1 次申請を下記の期間に受け付けます。

本手引きの内容をご確認の上、申請してください。

【受付期間】令和 7 年 2 月 10 日（月）～ 2 月 28 日（金）

ただし、申請書類の一つとして、市町村の「確認書」が必要となりますので、申請受付締め切り日から 2 週間以上の余裕をもって、営農を行う市町村担当窓口へ提出（持参）してください。

なお、本事業は令和 7 年度当初予算成立後に正式に決定いたしますので、ご承知願います。

また、令和 2 年度から、家畜導入についての補助金については、営農再開支援事業に移管されましたので、別途手続きが必要となります。

詳しくは、各農林事務所にお問い合わせください。

令和 7 年 2 月
福島県農業振興課

【目 次】

1 原子力被災 1 2 市町村農業者支援事業及び営農再開支援事業（家畜導入） の概要	・ ・ ・ ・ 1
2 用語の解説	・ ・ ・ ・ 5
3 原子力被災 1 2 市町村農業者支援事業手続き	・ ・ ・ ・ 8
4 書類の作成	・ ・ ・ ・ 9
5 補助事業関係書類の整備・保管、財産の適正管理	・ ・ ・ ・ 1 6
6 各種様式及び添付書類の記載・作成例	・ ・ ・ ・ 1 7
7 参考資料	・ ・ ・ ・ 4 9
(1) 福島県特定高性能農業機械導入計画（抜粋）	
(2) 導入機械等能力算出表（例）	
(3) 債権者登録	
(4) 暴力団排除に関する誓約書	

1 原子力被災12市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入）の概要

1 概要

原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)において、**営農再開等を行うために必要な機械・施設や家畜等の導入を支援**します。

2 対象者（事業実施主体）

原子力被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う下記の方が対象となります。

- (1)農産物の販売を目的とする農業者
- (2)集落営農組織・団体
- (3)農事組合法人
- (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (5)特定農業法人及び特定農業団体
- (6)認定農業者
- (7)認定新規就農者
- (8)その他福島県知事が特に必要と認める者



3 対象地域

原子力被災12市町村の全ての区域を
対象地域としています。

事業を活用して、みんなで
地域農業を再開させましょう！



4 補助対象

原子力被災 12 市町村において事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成します。

(1) 農業用機械等の導入

農作物の生産、流通、販売に必要な機械等の導入

(2) 施設の整備等

農作物の生産に必要な施設の整備

(3) 施設の撤去

(2)の施設の導入に必要な撤去

(4) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

(5) 家畜の導入（営農再開支援事業（家畜導入））

家畜(肉専用繁殖雌牛、純粋種豚等)の導入



5 補助率等

○対象となる経費の **3/4 以内**を補助します。

補助の**対象となる経費の上限は 1,000万円**です。

(補助金額の例：1,000万円×3/4=750万円)

※特に市町村が認めた場合、上限は 3,000万円となります。

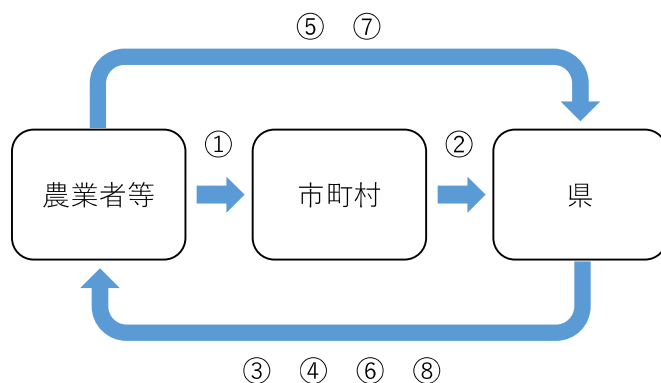
(補助金額：3,000万円×3/4=2,250万円)

※**果樹の新植・改植、家畜の導入に対する補助金額には上限があります。**

○事業実施主体が、福島県営農再開支援事業の交付を受け、家畜の導入を行う場合は、原子力被災 12 町村農業者支援事業と福島県営農再開支援事業の補助対象経費を合算した額が、1,000 万円を超えることはできません。上限 3,000 万円の場合も同様となります。

○予算額を超過した場合は、初回申請者（初めて本事業に申請する方）を優先して採択します。
また、予算額の範囲内で採択するため、補助率を下げた交付する可能性がありますので、ご承知ください。

6 申請等手続きの流れ



- ① 事業実施計画書提出
(市町村を経由)
- ② 確認書を添付し、
申請書類を県へ送付
- ③ 審査
- ④ 計画承認
- ⑤ 補助金交付申請
- ⑥ 補助金交付決定
- ⑦ 実績報告
- ⑧ 成果確認・補助金交付

※具体的な手順は 8 頁以降をご覧ください。

■原子力被災 12 市町村農業者支援事業の実施にあたっては、次の要綱等をよくお読みください。

○「原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱」 **国実施要綱**

事業の仕組み、実施にあたっての要件、補助対象の内容を定めたもの。

○「原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要領」 **国実施要領**

事業実施計画書様式、対象者、補助率などを定めたもの。

○「福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業事務取扱要領」 **県取扱要領**

計画の申請、事業の実施方法、事業終了後の手続きなどを定めたもの。

○「福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱」 **県交付要綱**

この事業に要する補助金の申請、請求などの手続きなどを定めたもの。

○「原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱」 **国交付要綱**

※福島県 HP からご覧いただけます

福島県 12 市町村農業者

検索



■営農再開支援事業（家畜導入）の実施にあたっては、次の要綱等をよくお読みください。

○「福島県営農再開支援事業実施要綱」[国実施要綱](#)

事業の仕組み、手続き、補助対象の内容を定めたもの。

○「福島県営農再開支援事業事務取扱要領」[県取扱要領](#)

計画の申請、事業の実施方法、事業終了後の手続きなどを定めたもの。

○「福島県営農再開支援事業補助金交付要綱」[県交付要綱](#)

この事業に要する補助金の申請、請求などの手続きなどを定めたもの。

※福島県HPからご覧いただけます [福島県 営農再開支援事業](#) [検索](#) 

■事業内容によっては、建築基準法に基づく確認、農地法、森林法、都市計画法等に基づく届出、許可などが必要となる場合があります。事前に県・市町村又は業者にお問い合わせください。

■令和7年度の事業実施期間は、交付決定後から令和8年3月31日（火）までです。事業実施期間内に事業完了していただく必要があります。

7 お問い合わせ先

- | | |
|---------------|----------------|
| ○ 福島県農業振興課 | ☎ 024-521-7336 |
| ○ 福島県県北農林事務所 | ☎ 024-521-2603 |
| ○ 福島県県中農林事務所 | ☎ 024-935-1301 |
| ○ 福島県県南農林事務所 | ☎ 0248-23-1561 |
| ○ 福島県会津農林事務所 | ☎ 0242-29-5301 |
| ○ 福島県南会津農林事務所 | ☎ 0241-62-5644 |
| ○ 福島県相双農林事務所 | ☎ 0244-26-1148 |
| ○ 福島県いわき農林事務所 | ☎ 0246-24-6154 |

2 用語の解説

■「事業実施主体」

営農再開等の事業に取り組む農業者、農業法人などのこと。

■「事業費」

事業で機械、施設等を導入するために必要な経費のこと。（必要経費全額）

■「補助対象経費」

事業費のうち補助対象となる経費のこと。補助対象となる機械、施設等は国実施要綱に定められています。

■「補助金」

国、県等が事業を実施する者に対して交付する給付金で、補助金はあらかじめ定められた用途以外には使用してはいけません。補助の割合（補助率）、上限額があります。

■「事業実施計画書」

事業の計画を記した書類のことで、事業実施主体が作成します。必要事項を記載した書面及び内容を補足する資料等を含みます。

■「申請」

事業実施計画の承認や、補助金の支給を国、県等に求めること。

このうち、必要な補助金を申請することを「補助金交付申請」といいます。

■「承認・交付決定の通知」

「承認の通知」とは、事業実施計画や事業に取り組む者を審査し、その内容が適当である場合、承認する旨を申請者に通知すること。

「交付決定の通知」とは、補助金交付申請の内容を審査し、その内容が適当であると認める場合、決定する旨を申請者に通知すること（指令書）。なお、交付決定となっても補助金の支払いは原則、後述の検査等を終えた後となります。

■「補助金の割当内示」

事業実施主体から提出された事業実施計画書をもとに、予算の範囲内で事業実施主体に交付予定額をお知らせすること。

■「事業の実施」

事業実施主体が、承認された計画の内容で事業を実施すること。

- ・「着手」事業実施主体が機械や施設等の導入に係る契約を締結すること。
- ・「完了」事業実施主体が機械や施設等の受け渡しを受け、検査又は検収を終えること。

※請負工事の場合、請負業者が工事に着手することを「着工」、工事を完了することを「しゅん功」といいます。

■「実績報告書」

計画に沿って機械の導入や施設の設置等が実施されたという実績を報告する書類のこと。補助金支払いの根拠となるもので、事業実施主体が作成します。写真や必要事項を記載した書面、補助金の対象となる経費の確定額がわかる納品書、契約書等の証拠書類を含みます。

■「検査」

事業が適正に行われたことを確認するための検査（現地及び書類）であり、この検査の後に、補助金額が最終的に決まります。

■「確定」

事業が適正に行われたことを踏まえ、最終的な補助金額を決定すること。

■「請求」

事業実施主体が補助金額を請求すること。

（概算払の手続きが必要な場合は、事前に県へ相談のうえ、手続きが必要となります。）

■「支払」

事業実施主体の指定口座に、請求された補助金額を入金すること。

■「実施設計書・出来高設計書」

設計書とは工事の実施、工費の内訳明細、図面等の設計図書を指します。
実施設計書は、工事の実施にあたり作成する設計書、出来高設計書は工事を実施した後に出来上がった実績に基づいて作成された設計書のこと。

■「福島県特定高性能農業機械導入計画・下限面積」

- ・効率的で安定的な農業経営を実現するためには、経営規模に応じた機械の導入が重要です。県では、機種ごとの利用規模の下限面積等を定め、耕作面積と比較して過剰な性能を持つ農業機械が導入されるのを防ぐ計画を定めています。
- ・下限面積は農業機械の適正利用のため、これ以上の利用面積を確保する指標です。（例として、40馬力のトラクターは田での利用で12ha以上、刃幅1.2m以上1.6m未満のコンバインは12ha以上などと定められています。
「参考資料：福島県特定高性能農業機械導入計画」）
- ・当該事業では、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模の下限面積をおおむね満たすこととしておりますが、地域の実情に照らして、県が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとしています。

3 原子力被災 1 2 市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入）手続き

※オレンジ色の箇所⇒事業実施主体が行う事務

※営農再開支援事業（家畜導入）の手続きもほぼ同様です。

- | | |
|--------|--|
| ①作成・提出 | 農業者自らが「事業実施計画書」（添付書類含む）を作成、市町村へ提出 |
| ②確認 | 市町村が「事業実施計画」を確認、「事業実施計画書」を所轄の県農林事務所へ提出 |
| ③審査 | 県農林事務所が審査 |
| ④承認 | 県農林事務所が農業者へ「事業実施計画承認」「補助金割当内示」を通知 |
| ⑤申請 | 農業者が県農林事務所へ「補助金交付申請」を提出 |
| ⑥決定 | 県農林事務所が農業者へ「補助金交付決定」を通知 |
| ⑦実施 | 農業者が県農林事務所へ「事業着手届」を提出 |
| ⑧完了 | 農業者が県農林事務所へ「しゅん功届」（工事を伴う場合）、事業の「完了報告書」を提出 |
| ⑨報告 | 農業者が県農林事務所へ「事業実績報告書」を提出 |
| ⑩検査・確定 | 県農林事務所が事業実績を確認、農業者へ「額の確定」を通知 |
| ⑪請求 | 農業者が県農林事務所へ補助金の交付（支払い）を請求 |
| ⑫支払 | 県農林事務所が農業者へ補助金を交付（支払い） |
| ⑬管理 | 農業者は補助金関係書類を整備・保管
（上記①～⑫の書類をファイルに順番どおり綴じておきます。） |

4 書類の作成

(原子力被災 1 2 市町村農業者支援事業の場合)

①作成・提出

事業実施計画書の作成と提出

事業実施主体は関係書類一式を、営農を行う市町村担当窓口へ直接提出してください。

営農を行う市町村が複数ある場合は、主たる市町村以外の市町村にも写しを 1 部提出してください。なお、「事業実施計画書」及び添付資料に不備がある場合、追加・修正をお願いすることとなります。

A) 作成資料 (添付資料含む)

■「事業実施計画書」(別記様式第 1 号：国実施要綱第 6 の 1 及び国実施要領第 2 の 1)

■「事業実施計画承認申請書」(第 1 号様式：県取扱要領第 2)

■「補助限度額要件確認申出書※」(第 2 号様式：県取扱要領第 2)

※ 補助対象経費の上限額は原則として 1,000 万円ですが、特別に認める場合として上限額 3,000 万円の適用を受けようとするときは、営農を行う市町村に対し、当該市町村が策定した復興計画等に沿った内容であることの確認依頼を行い、市町村からの確認回答書が必要になります。

B) 記載方法

■ 6 「記載・作成例」17～28 頁参考

C) 提出部数

■ 各 2 部 (添付資料含む)

D) 提出方法

■ 市町村の担当窓口へ直接提出

E) その他

■ 整備施設について、建築確認、農地転用などが必要な場合、県・市町村又は業者にご相談ください。事業計画申請時点において許可等の資料が整っている場合は当該資料の写しを添付してください。

②確認

③審査

④承認

事業実施計画審査の結果が適当と認められる場合、県農林事務所から事業実施主体に対し、「計画承認」と予算の範囲内で補助金の「割当内示」が通知されます。

⑤申請

- A) 作成資料
(添付資料含む)
- B) 記載方法

補助金交付申請

事業実施主体は、指示された日までに「補助金交付申請書」を県農林事務所あてに提出してください。

■「補助金交付申請書」(第1号様式：県交付要綱第3条)

■6「記載・作成例」31～33頁参考

※ 消費税の納税義務のある事業主体(課税売上高が1,000万円を超える農業者等)は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた額で補助金額を計算し、申請してください。

- C) 提出部数

■1部

- D) 提出方法

■県農林事務所あて郵送又は直接提出

- E) その他

■建築物及び土木工作物の整備の場合、県建設事務所に設計審査を受ける必要があります。この場合は、事前に農林事務所に相談し日程調整のうえ、原則設計図書を持参いただくこととなります。

⑥決定

補助金交付が決定した場合、県農林事務所から事業実施主体に対し、「補助金交付決定通知書」が交付されます。

⑦実施

事業着手届

事業実施主体は、本事業に着手したときは、速やかにその旨を県農林事務所あて提出してください。

※ 補助金の割当内示後であって、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、県事務取扱要領第6の条件を承諾いただいた上で、あらかじめ「指令前着手届」を県農林事務所あて提出する必要があります。

A) 作成資料

※⑥の後に着手する場合

■「事業着手届」(第10号様式：県取扱要領第6)

※⑥の前に着手する場合

■「指令前着手届」(第11号様式：県取扱要領第6)

B) 記載方法

■6「記載・作成例」34～35頁参考

※ 入札又は見積もり合わせの実施を確認できる書類を添付してください。

C) 提出部数

■1部

D) 提出方法

■県農林事務所あて郵送又は直接提出

E) 事業の実施方法

■事業の実施に当たっては、補助金の適正化を図るため、入札又は見積もり合わせ（原則3者以上）により事業費を決定する必要があります。（入札等参加事業者から、「契約に係る指名停止等に関する申立書」（国交付要綱「別記様式第10号」）を提出してもらってください。）

事業の施行方法は、直営施行、請負施行及び委託施行のいずれかによるものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とします。

(変更)

重要な変更の場合

A) 作成資料

※補助金交付申請前
の場合

事業実施計画の変更等

④の承認を受けた後に、次の「重要な変更」を行う場合は、市町村担当窓口に関係書類一式を提出し、県農林事務所の承認を受けてください。

「重要な変更」

- ・事業実施主体の変更
- ・取組の追加又は中止
- ・補助金額の増加又は補助金額の30%を超える減少

■「事業変更申請書」(別記様式第2号：国実施要綱第6の2及び国実施要領第2の2)

■「事業実施計画承認申請書」(第1号様式：県取扱要領第2)

■「補助限度額要件確認申出書^{※1}」(第2号様式：県取扱要領第2)

※補助金交付決定後
の場合

■「事業変更申請書」(別記様式第2号：国実施要綱第6の2及び国実施要領第2の2)

■「実施計画変更承認申請書」(第12-1号様式：県取扱要領第7)

■「補助限度額要件確認申出書^{※1}」(第2号様式：県取扱要領第2)

■「補助金変更承認申請書^{※2}」(第2号様式：県交付要綱第5条)

※1 必要な場合

※2 「補助金交付申請書」(第1号様式：県交付要綱第3条)の別紙様式を用いて、事業内容等を記載してください。

B) 記載方法

■6「記載・作成例」36～41頁参考

※ ①作成・提出、⑤申請と同じ。変更のあった内容について、変更前を()で上段に、変更後を下段に記載してください。

C) 提出部数

■各2部(添付資料含む)

D) 提出方法

■市町村の担当窓口へ直接提出

E) 添付資料
(該当するもの)

■既に提出された添付資料のうち変更のない資料の添付は不要です。

軽微な変更の場合

「重要な変更」の要件に該当しない変更(軽微な変更)は届出を行います。また、補助事業が予定の期間内に終了しない、または、事業の実施が困難となった場合には、速やかに県農林事務所へ報告し、その指示を受ける必要があります。

A) 作成資料

■「実施計画変更届」(第12-2号様式:県取扱要領第7)

B) 記載方法

■6「記載・作成例」42頁参考

C) 提出部数

■1部

D) 提出方法

■県農林事務所あて郵送又は直接提出

⑧完了

しゅん功届・完了報告書

事業実施主体は、工事を伴う補助対象事業が完了した時は、しゅん功検査を行い、「しゅん功届」を県農林事務所あて提出します。事業実施計画の内容が完了した時には、速やかに「完了報告書」を県農林事務所へ提出してください。併せて、関係法規の定めるところにより、それぞれの所要の手続きを行ってください。

A) 作成資料

■「しゅん功届」(第13号様式:県取扱要領第8)

■「完了報告書」(第5号様式:県交付要綱第8条)

■「財産管理台帳」(第9号様式:県交付要綱第12条)

B) 記載方法

■6「記載・作成例」43～44頁参考

C) 提出部数

■ 1 部

D) 提出方法

■ 県農林事務所あて郵送又は直接提出

⑨報告

実績報告書

事業実施主体は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに「実績報告書」を県農林事務所あて提出してください。

「実績報告書」が整っている場合は、⑧の完了報告書と併せて提出いただくことも可能です。

A) 作成資料
(添付資料含む)

■ 「実績報告書」(別記様式第3号:国実施要綱第6の6及び国実施要領第2の3)

■ 「補助金実績報告書」(第1号様式:県交付要綱第9条)

■ 「消費税等相当額報告書※」(第6号様式:県交付要綱第9条) ※ 該当する場合のみ

B) 記載方法

■ 6「記載・作成例」17～28、45～47頁参考

※ 消費税の納税義務のある事業主体(課税売上高が1,000万円を超える事業者等)で、補助金交付申請時に補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めて申請した場合、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いて補助金額を計算し、報告してください。

C) 提出部数

■ 1 部

D) 提出方法

■ 県農林事務所あて郵送又は直接提出

⑩検査・確定

報告を受けた県農林事務所は、書類の内容を確認します。また、現地検査を行います。

検査の結果、事業が適正に行われたことを確認できた場合、補助金額を確定し、事業実施主体に補助金額確定通知を送ります。（ただし、補助金交付決定額と確定額が同額の場合、通知は省略できることになっていますので通知されません。）

⑪ 請求

補助金交付請求

事業実施主体は、補助事業が完了したときは、「補助金交付請求書」を県農林事務所あて提出してください。

なお、⑧の完了報告書及び⑨の実績報告書と併せて提出いただくことも可能です。

A) 作成資料
(添付資料含む)

■「補助金交付請求書」(第7号様式: 県交付要綱第10条)

B) 記載方法

■6「記載・作成例」48頁参考

C) 提出部数

■1部

D) 提出方法

■県農林事務所あて郵送又は直接提出

⑫ 支払

県から指定口座へ補助金が振り込まれます。

※ 「実績報告書」を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を「仕入れに係る消費税等相当額報告書」（第6号様式: 県交付要綱第9条）により速やかに県農林事務所に報告してください。

5 補助事業関係書類の整備・保管、財産の適正管理

■「補助事業関係書類の整備・保管」

事業実施主体は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。（令和7年度に実施した場合は、**令和12年度末まで**）

■「補助事業で取得した財産の適正管理」

事業実施主体は、補助事業により取得した施設等について、福島県の承認を受けないで処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用したり譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供したりすることはできません。

これに反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

■「財産管理台帳の整備」

事業実施主体は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第9号様式：県交付要綱第12条）を、財産処分制限期間中、備える必要があります。

■「財産管理台帳で管理する財産」

財産管理台帳に掲載する財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）による。）ものとなります。（ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限りします。）

【耐用年数の例】

・トラクター	7年	※骨格部分の使用部材によって 耐用年数は異なります。
・パイプハウス	10年	
・木造牛舎	15年	
・牛（繁殖用）	6年	

6

各種様式及び添付書類の記載・作成例

(別記様式第1号(事業実施計画書)、第3号(実績報告書))

①作成・提出

所轄の県農林事務所、書類を提出する市町村名を記載

農林名：相双
市町村名：〇〇〇市

番号：記入不要

⑨報告

令和〇年度

事業実施年度を記載

原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画書
(兼実績報告書)

実績報告書の段階で、実施計画書から変更があった場合は、二段書きとし、上段に()で変更前、下段に実績を記載

法人等の場合、会社名等を記載

事業実施主体名：福島 太郎

現住所：〇〇〇市▲▲ □-□

電話番号：〇〇〇-××-△△△△
日中、連絡が取れる番号を記入

ファックス：〇〇〇-××-△△△△
メールアドレス：〇〇〇@〇〇〇.〇〇
メールアドレスをお持ちの方は
ファックスの下にアドレスを記載

代表者氏名：代表 浜 花子

※法人等の場合

設立年月日

※法人等の場合

生年月日：昭和〇年〇月〇日

※個人の場合

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

1 事業目標（又は事業目標の実績）

（記載例、参考1）

〇〇町において生産の断念を余儀なくされ、△△市に避難していたが、避難指示が解除され、除染も完了し、営農再開が可能となったことから、町に帰還して、本事業を活用して口口等を導入・整備しながら、家族労働力〇名で、〇〇（作物名等）を中心に、令和〇年度から営農を再開し、その後、徐々に作付面積を拡大していくことを目標とする。

今後、徐々に栽培作物や作付面積を増やしながら、所有する農地のうち、令和10年度末までに、被災前の農地面積の〇割にあたる〇aの営農を再開等することを目標とする（〇aの再開等を行った）。

農産物の営農再開目標（又は営農再開実績）												単位：a	a、トン等单位を記載
主な作物等	被災前営農面積	営農再開実績		営農再開面積・生産量（目標）							再開面積等計		
		H23年度～R6年度	R7年度	8年度	9年度	10年度	11年度						
田	0	20	100	100	200	200	200			800			
普通畑	0	0	10	0	0	0	5			15			
樹園地	必要に応じて欄を適宜追加して記載		6～10年度の合計面積を記載 (再開済みの面積は含めない)										
牧草地													
計	0	20	110	100	200	200	205			815			

※営農再開実績は、平成23年度から、事業実施計画書に基づく農業用機械・施設等の導入の取組の前年度までに営農を再開（若しくは継続）した農地面積の合計（累計）を記入する。

※営農再開の目標は、事業実施計画書の申請時点で見込み得る範囲において、事業実施計画書に基づく農業用機械、施設等の導入の取組の初年度を含む5年間の各年度の見込まれる面積を中心に記載することとし、生産量は経営内容等に応じて、申請時点で見込み得る範囲で可能な場合に同様に記載する。

※営農再開面積・生産量の実績は、原則として事業を実施した年度欄に記載する。

（記載例、参考2）

〇〇町において生産の断念を余儀なくされたが、避難指示が解除されたことから、帰還して本事業を活用しながら畜舎を再建し、肉用牛の繁殖を再開する。被災前は、〇〇〇頭の繁殖雌牛を飼養していたが、令和10年度末までに、被災前の飼養頭数の〇割の営農再開を目標とする（〇頭の営農再開を行った）。

畜産の営農再開目標（又は営農再開実績）										年度ごとに既存面積からの拡大分（事業実施年度の翌年以降は計画）を記載			単位：頭羽数
	被災前飼養頭羽数	飼養頭羽数（実績）		飼養頭羽数・生産量（目標）							再開頭羽数計		
		H23年度～R6年度		R7年度	8年度	9年度	10年度	11年度					
肉用牛	0	0		10	0	5	0		5	20			
									7～11年度の合計頭数を記載				
計	0	0		10	0	5	0		5	20			

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

※飼養頭羽数実績は、平成23年度から、事業実施計画書に基づく家畜の導入の取組の前年度までに飼養を再開（若しくは継続）した頭羽数（累計）を記入する。
※飼養頭羽数・生産量の実績は、事業を実施した年度欄に記載する。

2 事業実施計画（又は事業実績）

（1）農業用機械等の導入

No	機械等の種類・内容	仕様	作物等 面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1	田植機 4条植1台(型式〇〇)	4.9PS、0.62m/秒	水田作水稻 5ha	4,914,000	
2	名称、台数、規模、型式等を詳細に記載			見積書や設計書等の金額（税込み）を記載	
計					4,914,000

※事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記載する。

以下、(2)から(5)及び3に同じ。

※備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記載する。以下、(2)から(5)に同じ。

（2）施設の整備等

No	施設等の種類・内容	仕様	作物等面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1	家畜飼養管理施設 牛舎 100㎡ たい肥舎 60㎡	木造 間口〇m×長さ〇m×1棟	肉用牛 10頭	19,980,000	実施設計・監理費 1,080,000円 工事費 18,900,000円
2	パイプハウス 1,000㎡	間口〇m×長さ〇m×2棟 換気扇2器	トルコキョウ 10a	7,560,000	内訳を記載
計				27,540,000	

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(3) 施設の撤去

No	施設等の種類・内容	仕様	事業費 (A) (円)	備考
1	〇〇施設の撤去 1,000 m ²	解体、撤去、搬出等	1,188,000	パイプハウス設置
2				
計			1,188,000	

※備考欄には、撤去前の施設の内容(作物、畜種等の規模)や撤去後の利用予定(施設整備等)を必要に応じて記載する。

(4) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

No	区分・事業量	仕様	作物等 面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1	改植 1,000 m ²	伐採・抜根・整地 梨ジョイント栽培	梨(豊水) 苗木 200 本	756,000	梨 10a
2					
計				756,000	

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(5) 家畜の導入（福島県営農再開支援事業により実施）

No	畜 種	頭 数	飼養可能頭数	事業費 (A) (円)	備 考
1	(肉用牛繁殖用雌牛) 12 か月齢、登録牛	10	30	9,350,000	1頭 850,000 円
2					
計				9,350,000	

保有または整備予定の施設の適正収容頭数を記載

家畜市場等から購入する経費を記載

「原子力被災12市町村農業業者支援事業」の場合

3 事業費総括表（事業実施計画又は事業実績）

記載例：事業実施主体が非課税事業者の場合

単位 円

区 分	事業費 (A)	補助対象経費 (A)のうち、補助対 象 外の経費を除いた 額) (B)	補助金 (C)		備 考
			区分(1)～(3)：(B)×指定の補助率以内の額 (C)	区分(4)～(5)： ① (B)×指定の補助率)以内の額、又は、上限補助金 額(果樹の 面積あたり又は家畜の一頭あたりの補助 金上限額)×事業数量(面積又は頭数)の額、のいずれ か低い額 (C) ②((B) (実施要領第 10 の(1)の(エ))×指定の補助率)以 内の額 (C)	
(1) 農業用機械等の導入	4,914,000 円	4,914,000 円	3,685,500 円 (4,914,000 円 × 3/4)	該当なし	仕入れに係る消費税相当額の該当がない場合「該当なし」
(2) 施設の整備等					
(3) 施設の撤去					
(4) 果樹の新植・改植、 花き等の種苗等の導入					
(5) 家畜の導入					
合 計					合計の行も忘れずに
原子力被災 12 市町村 農 業 者 支 援 事 業 実 施 分(1)～(4)					
福島県営農再開支援事業実施分 (5)					
合 計	4,914,000 円	4,914,000 円	3,685,500 円	該当なし	
補助金申請予定額	原子力被災 12 市町村農業業者支援事業実施分 (1)～(4)		3,685,000 円		
(又は補助金実績額)	福島県営農再開支援事業実施分(5)		0 円		
			3,685,000 円		

令和2年度からの変更点！
「原子力被災12市町村支援事業」及び「福島県営農再開支援事業」を併記すること。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

記載例：事業実施主体が課税事業者の場合

単位 円

区 分	事業費 (A)	補助対象経費 (A)のうち、補助対 象外の経費を除い た額) (B)	補助金 (C)		備 考
			区分(1)～(3)：(B)×指定の補助率以内の額	区分(4)～(5)：	
			① (B)×指定の補助率)以内の額、又は、上限補助 金額(果樹の 面積あたり又は家畜の一头あたりの 補助金上限額)×事業数量(面積又は頭数)の額、の いずれか低い額 (C)		
			② (B) (実施要領第 10 の(1)の(エ))×指定の補助率) 以内の額(C)		
(1) 農業用機械等の導入					
(2) 施設の整備等	7,700,000 円	7,000,000 円	5,250,000 円 (7,000,000 円 × 3/4)		除税額 700,000 円
(3) 施設の撤去	1,210,000 円	1,100,000 円	825,000 円 (1,100,000 円 × 3/4)		除税額 110,000 円
(4) 果樹の新植・改植、 花き等の種苗等の導入	770,000 円	700,000 円	500,000 円 (700,000 円 × 3/4 > 上限 500,000 円 × 10a)		除税額 70,000 円
(5) 家畜の導入					
合 計	原子力被災 12 市 町 村 農 業 者 支 援 事 業 実 施 分(1)～(4)	9,680,000 円	8,800,000 円	6,575,000 円	除税額 880,000 円
	福島県営農再開支援事業実施分(5)				
		9,680,000 円	8,800,000 円	6,575,000 円	除税額 880,000 円
		9,680,000 円	8,800,000 円	6,575,000 円	除税額 880,000 円
	合 計			6,575,000 円	
				6,575,000 円	
補助金申請予定額				6,575,000 円	
(又は補助金実績額)				0 円	
				6,575,000 円	

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

記載例：事業実施主体が課税事業者、かつ、補助対象経費が1,000万円以上必要な場合

単位 円

区分	事業費 (A)	補助対象経費 (A)のうち、補助対 象外の経費を除い た額 (B)	補助金 (C)		備考
			区分(1)～(3)：(B)×指定の補助率以内の額 区分(4)～(5)：	区分(1)～(3)：(B)×指定の補助率以内の額 区分(4)～(5)：	
			① (B)×指定の補助率)以内の額、又は、上限補助 金額(果樹の 面積あたり又は家畜の1頭あたりの 補助金上限額)×事業数量(面積又は頭数)の額、の いずれか低い額 (C)	② (B) (実施要領第 10 の(1)の(エ))×指定の補助率) 以内の額(C)	
(1) 農業用機械等の導入					
(2) 施設の整備等	20,350,000 円	18,500,000 円	13,875,000 円	(18,500,000 円 × 3/4)	除税額 1,850,000 円
(3) 施設の撤去					
(4) 果樹の新植・改植、 花き等の種苗等の導入					
(5) 家畜の導入	8,179,380 円	7,435,800 円	2,362,500 円	(8,179,380 円 × 3/4 > 上限 262,500 円 × 9 頭)	除税額 743,580 円
合 計	20,350,000 円	18,500,000 円	13,875,000 円		除税額 1,850,000 円
原子力被災12市町村農業者支援 事業実施分(1)～(4)	8,179,380 円	7,435,800 円	2,362,500 円		除税額 743,580 円
福島県営農再開支援事業実施分(5)	28,529,380 円	25,935,800 円	16,237,500 円		除税額 2,593,580 円
合 計	28,529,380 円	25,935,800 円	16,237,500 円		除税額 2,593,580 円
補助金申請予定額	原子力被災12市町村農業者支援事業実施分 (1)～(4)		13,875,000 円		
(又は補助金実績額)	福島県営農再開支援事業実施分(5)		2,362,500 円		
			16,237,500 円		

原子力被災12市町村農
業者支援事業は、千円未
満の切り捨て
営農再開支援事業は、
千円未満も記載

原子力被災12市町村農業者支援事業及び営農再開支援事業(家畜導入
支援)と併せて上限額までの補助金となります。

原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額要件確認申出書」の
提出がある場合の補助対象経費の限度額は、3,000万円までとなります

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

注) 備考には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額●●円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額●●円」と記入する。

注) 補助対象経費の限度額は1,000万円。

また、被災12市町村内で営農再開等の計画を実施する場合で、補助対象経費の限度額が3,000万円までに引き上げられることが可能な事業実施計画書を福島県知事に提出するためには、あらかじめ、事業実施計画の内容が、①市町村が定める復興計画等に沿ったものであること、かつ、②申請者の経営規模や経営内容からみて、営農再開等を図る上で、多額の初期投資を必要とすることについて、市町村の確認書を添付することが必要です。

注) 事業実施主体が、福島県営農再開支援事業の交付を受け、家畜の導入を行う場合は、原子力被災12市町村農業者支援事業と福島県営農再開支援事業の補助対象経費を合算した額が、1,000万円を超えてはならない。上限3,000万円の場合も同様となる。

注) 補助金額の欄(c)は、(1)から(5)の事業項目ごとに定められた算式により、算出した額を記載する。

注) 補助金申請予定額は、円単位で記載する。(原子力被災12市町村農業者支援事業分は千円未満の切り捨て、営農再開支援事業分は千円未満も記載する。)

注) 実績報告書の段階で、実施計画書から変更があった場合は、二段書きとし、上段に()変更前、下段に実績を記載する。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

4 添付資料（事業実施計画の申請時）

(1) 概算設計書、見積書等の根拠となる資料（写し）

(2) 位置、位置図（配置図）、平面図、立面図、側面図

(3) 農業用機械、施設等の規模等の決定根拠となる資料及び補足資料（様式1）

(4) カタログ
機械、家畜、種苗等の商品特徴（型式）が
わかる資料（メーカーのカタログ等）

(5) 規約・定款（法人、団体の場合）

(6) その他福島県知事が必要と認める資料 等

各種法令等に基づく届出、許可等が必要な場合は、
関係書類や事業計画書などを必要に応じて添付

価格の妥当性を証明できるよう業者から徴収した見積書（畜舎等の施設は概略設計書等金額がわかるもの）を添付。また、原則として3者以上から見積もりを取ることが必須。

●位置及び位置図

住所（圃場の場所、施設設置場所、機械の保管場所）、面積を記載。

（施設整備の場合は設置予定場所の写真も添付）

また、利用する場所が複数の場合は、住所及び面積を記載した一覧表などを添付。

●配置図、平面図等

施設の長さ・幅等の数量及び導入作物を記載。

導入機械の台数等の妥当性を検討するため
計算式（導入機械等能力算出表を参考）を作成。
計算式に拠りがたい機械、施設等は別途対応。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

5 添付資料（事業実績の報告時）

(1) 出来高設計書、納品書、請求書、領収書等費用の根拠となる資料（写し）

数量・単価・事業費・規模・能力・型式等が
確認できる内容であること

(2) 位置、位置図（配置図）、平面図、立面図、側面図、登記簿（家畜）（写し）

(3) 契約書（写し）

機械購入の購入契約書、施設整備の請負契約書等

(4) 写真

【機械・家畜】
機械・家畜の外観、機械の型式

(5) その他福島県知事が必要と認める資料 等

【施設整備・改植】

- ・着工前、施工中、完成後の工事経過
- ・建物、機械等の外観（全容がわかるよう着工前と同一方向から撮影）
- ・資材材料

各種法令等に基づく届出、許可等が必要な場合は、
関係書類等を必要に応じて添付

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

様式 1 【補足資料】

※既に所有（保有）の機械、施設等がある場合は下記に記入する。

導入予定の農業用機械、施設等の規模、性能等を決定する際の補足資料

機械、施設等	台数、規模等	規格・年式	利用作物等	稼働状況・使用状況	備考 （購入年度や他の事業 での購入等を記載）
トラクター	1 台 32 馬力	平成 29 年式	水稻	良好・通年使用	平成 29 年度〇〇事業で購入

※所有（保有）する機械・施設等ごとに分けて記入する。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第1号様式)

①作成・提出

福島県〇〇農林事務所長
(〇〇市長経由)

提出先の市町村名

法人の場合は代表者の職名も記載

提出する年月日
(事業実施前に提出)

(番 号)
令和 年 月 日

法人の場合は会社員でなく
代表者印。個人の場合は私印
(統一したものを使用し、書
類ごとに変えない)

所在地 〇〇市▲▲ □-□

名称 福島 太郎

代表者氏名 (代表取締役 福島花子) 印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画承認申請書

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第2の1の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1 事業実施主体名

福島 太郎

2 事業実施計画

別添実施計画書(別記様式第1号)のとおり

(注1) 次の事項にチェックすること。

- ☒ 12市町村において営農を再開
- ☐ 12市町村において現に営農をしており、規模拡大又は新規作物導入
- ☐ 12市町村において新たに営農を開始
- ☐ その他

添付資料にチェック

(注2) 次の書類を添付すること。

- ☒ 債権者登録(変更)申請書(補助金の受け入れ等の通帳表紙の写し)
 - ☒ 納税証明書(県税の未納がないことを証明するもの)
 - ☒ 補助事業実施年度の前年及び前々年度の確定申告書の写し並びに直近の消費税確定申告書の写し(消費税確定申告書の写しは課税事業者の場合)
 - ☒ 自己負担分の資金が確保されていることを証明する資料(通帳残高の写し等)
 - ☒ 暴力団排除に関する誓約書
 - ☒ 福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額要件確認申出書
- ※該当する場合のみ

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第2号様式)

①作成・提出

〇〇市長 様

提出先の市町村名

(変更)

「重要な変更」を行う場合
必要に応じて添付

(番 号)

令和 年 月 日

第1号様式と同年月日

所在地

〇〇市▲▲ □-□

名 称

福島 太郎

代表者氏名

印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額
要件確認申出書

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第2の1の規定に基づき、下記のとおり確認願います。

なお、この申出に係る確認は、補助金の交付決定を約束するものではないことを承知しております。

記

1 補助限度額要件

項 目	内容等
今回の事業計画について、原子力災害からの復興に向けた市町村の計画等の実施に資するものであることを確認できる市町村計画の該当箇所	〇〇市復興計画 〇頁〇行目から〇頁〇行目まで

以下、市町村において記載

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額
要件確認書

令和 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長 様

〇〇市長 印

事業実施主体が策定した事業実施計画は、当自治体が定めた「〇〇市復興計画」計画の実施に資するものであり、かつ、事業実施主体の経営規模、経営内容からみて、営農再開等に
あたって、多額の初期投資が必要であることを確認しました。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第1号様式)

⑤申請

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日(補助金の
割当内示の通知に記載さ
れた提出期限前まで)

住所又は所在地 〇〇市▲▲ □-□

印

氏名又は名称及び代表者名 福島 太郎

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付申請書

令和〇年度において、下記のとおり福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金による対策を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 3,685,000 円を交付して下さるよう申請します。

記

補助金の割当内示の通知に記載された補助金額を記載

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分
- 4 事業完了予定年月日
- 5 収支予算

別に定める様式による

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

I 事業の目的

別紙のとおり

(国実施要綱第6の1、国実施要領第2の1に規定する別記様式第1号)

II 事業の内容

別紙のとおり

(国実施要綱第6の1、国実施要領第2の1に規定する別記様式第1号)

III 事業の配分

事業実施計画書を添付

区 分	総事業費	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
			補助金	その他	
福島県原子力 被災12市町 村農業者支援 事業補助金	4,914,000 円	4,914,000 円	3,685,000 円	1,229,000 円	
合 計	4,914,000 円	4,914,000 円	3,685,000 円	1,229,000 円	

事業実施計画書に記載した事業費等と同じ金額を記載

IV 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

機械の導入、施設整備等が
終わる予定日を記載

3月末までに県の現地・書
類確認検査を受ける必要が
あるため、3月上旬までに
完了すること

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

V 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
福島県原子力被災 12市町村農業者 支援事業補助金	3,685,000 円	0 円	3,685,000 円	－ 円	
	補助金額を記載				
合 計	3,685,000 円	0 円	3,685,000 円	－ 円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
福島県原子力被災 12市町村農業者 支援事業補助金	3,685,000 円	0 円	3,685,000 円	－ 円	
合 計	3,685,000 円	0 円	3,685,000 円	－ 円	

VI 添付書類

- (1) 交付申請書にあっては実施設計書（ただし、実施設計書を事業実施計画書に添付している場合は省略できる。）

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第10号様式)

⑦実施

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日（補助金交付決定日以降、
かつ（記の7）の着手年月日以降）

所在地 〇〇市▲▲ □-□

名 称 福島 太郎

代表者氏名

印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業着手届

令和〇年度 福島県原子力被災12市町村農業者支援 事業に基づく事業を下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

1 施行又は設置場所

〇〇市〇〇区〇〇1-2地内

2 施行者

福島 太郎

直営の場合は事業実施主体、
請負及び委託の場合は、請負等の業者名及び
代表者名を記載

3 施行方法

直営

直営、請負、委託のいずれかを記載

4 事業量

田植機（4条植）：1台

補助金交付決定の事業内容、事業費補助金を
記載

5 事業費

4,914,000円

6 補助金

3,685,000円

7 着手年月日

令和 年 月 日

業者との売買等の契約締結日を記載

8 完了予定年月日

令和 年 月 日

機械の導入、施設整備等が
終わる予定日を記載

3月末までに県の現地・書
類確認検査を受ける必要が
あるため、3月上旬までに
完了すること

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第11号様式)

⑦実施

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

事業計画承認年月日以降で事業実施予定より前(記の2)の提出年月日

所在地 〇〇市▲▲ □-□

名称 福島 太郎

代表者氏名

印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の指令前着手届
令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業に基づく事業について、下記により当該事業を着手したいので届け出ます。

記

1 理由

事業実施計画書に記載した「農業用機械等の導入」について、事業実施計画書提出後に、発注から納期までに約1か月程度要することが判明し、補助金交付決定を経からの着手(発注)では完了予定年月日までの納品ができないため。

2 事業計画

着手予定年月日

令和 年 月 日

事業実施予定の年月日

完了予定年月日

令和 年 月 日

3 指令前着手の条件

- (1) 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議ありません。
- (2) 補助金交付決定前に事業計画を変更しません。
- (3) 補助金交付決定前に災害を受けた場合は、全額自己負担で復旧します。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(別記様式第2号)

(変更)

事業実施計画書の記載例と同じ

農 林 名:
市町村名:

番 号:

〇〇年度
原子力被災12市町村農業者支援事業変更申請書

事業実施主体名:

現 住 所:

電 話 番 号:

フ ァ ッ ク ス:
メー ル ア ド レ ス:

代 表 者 氏 名:

※法人等の場合

設 立 年 月 日:
生 年 月 日:

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

1 変更の理由

2 変更箇所

※ 変更する事業目標、事業実施計画及び事業費総括表のみ、変更前を上段括弧書きで記入した上で、下段に変更内容を記入する。

3 添付資料

- ※ 変更前の事業実施計画書を添付すること。
- ※ その他、変更理由、変更箇所等の内容が明らかとなる関係資料を必要に応じて添付すること。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

【重要な変更の場合】

(第12-1号様式)

(変更)

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日（変更する
事業を実施する前）

所在地 〇〇市▲▲ □-□

名称 福島 太郎

代表者氏名

印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け〇農林第〇〇号で交付決定通知があった上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第7の規定に基づき申請します。

記

1 事業名

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業

2 補助金交付決定年月日

令和〇年〇月〇日付け福島県指令〇農林第〇〇号

交付決定通知書の「番号」
「年月日」を記載

3 変更の理由

野菜の出荷制限品目が解除となり、当該野菜の生産に必要なハウスを新たに設置する計画が生じたため。

4 変更の内容

【変更前】

田植機（4条植）：1台

【変更後】

田植機（4条植）：1台

パイプハウス：400㎡

変更の具体内容を記載

5 添付資料（別記様式第2号 他）

(1) 原子力被災12市町村農業者支援事業変更申請書（国実施要領 別記様式第2号）

(2) 見積書

(3) その他関係資料

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

【重要な変更かつ補助金交付決定後の場合】

(第2号様式)

(変更)

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日（変更する
事業を実施する前）

住所又は所在地 〇〇市▲▲ □-□

印

氏名又は名称及び代表者名 福島 太郎

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業による事業実施計画を変更（中止・廃止等）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

令和〇年〇月〇日付け福島県指令〇農林第〇〇号

2 変更（中止・廃止等）の理由

野菜の出荷制限品目が解除となり、当該野菜の生産に必要なハウスを新たに設置する計画が生じたため。

3 変更（中止・廃止等）の内容

【変更前】

田植機（4条植）：1台

【変更後】

田植機（4条植）：1台

パイプハウス：400㎡

注1 変更計画の内容は、補助金の交付決定がなされた計画（収支予算書）と容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

I 事業の目的

別紙のとおり

(国実施要綱第6の1、国実施要領第2の1に規定する別記様式第1号)

II 事業の内容

別紙のとおり

(国実施要綱第6の1、国実施要領第2の1に規定する別記様式第1号)

III 事業の配分

区 分	総事業費	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
			補助金	その他	
福島県原子力 被災12市町 村農業者支援 事業補助金	(4,914,000 円) 9,960,000 円	(4,914,000 円) 9,960,000 円	(3,685,000 円) 7,470,000 円	(1,229,000 円) 2,490,000 円	
合 計	(4,914,000 円) 9,960,000 円	(4,914,000 円) 9,960,000 円	(3,685,000 円) 7,470,000 円	(1,229,000 円) 2,490,000 円	

IV 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

V 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
福島県原子力被災 12市町村農業者 支援事業補助金	(3,685,000 円) 7,470,000 円	(0 円) 0 円	(3,685,000 円) 7,470,000 円	－ 円	
合 計	(3,685,000 円) 7,470,000 円	(0 円) 0 円	(3,685,000 円) 7,470,000 円	－ 円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
福島県原子力被災 12市町村農業者 支援事業補助金	(3,685,000 円) 7,470,000 円	(0 円) 0 円	(3,685,000 円) 7,470,000 円	－ 円	
合 計	(3,685,000 円) 7,470,000 円	(0 円) 0 円	(3,685,000 円) 7,470,000 円	－ 円	

VI 添付書類

- (1) 交付申請書にあっては実施設計書（ただし、実施設計書を事業実施計画書に添付している場合は省略できる。）

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

【軽微な変更の場合】

(第12-2号様式)

(変更)

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日（変更する
事業を実施する前）

所在地 〇〇市▲▲ □-□

名称 福島 太郎

代表者氏名

印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画変更届

下記により令和〇年度 福島県原子力被災12市町村農業者支援 事業の実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業

2 補助金交付決定年月日

令和〇年〇月〇日付け福島県指令〇農林第〇〇号

交付決定通知書の「番号」
「年月日」を記載

3 変更の理由

花きの種苗について、購入予定数量の納入が都合により減少することとなり、作付面積等が変更するため。

4 変更の内容

【変更前】

面積 1,000 m²

本数 200 本

事業費 4,914,000 円

【変更後】

面積 900 m²

本数 180 本

事業費 4,425,000 円

変更の具体内容を記載

5 添付資料

(1) 見積書

(2) その他関係資料

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

【施設整備を伴う場合】

(第13号様式)

⑧完了

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日

所在地 〇〇市▲▲ □-□
名称 福島 太郎
代表者氏名

印

令和〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金のしゅん功届

令和〇年〇月〇日付け福島県指令〇農林第〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	福島県原子力被災12市町村農業者支援事業		
事業内容 (施設名・処理量等)	畜舎 (100 m ²)		
事業費 (円)	7,560,000 円	工事金額を記載	
着工場所	〇〇市〇〇区〇〇1-2地内		
着工年月日	令和 年 月 日	工事着工年月日を記載	
完了年月日	令和 年 月 日	工事完了年月日を記載	
関係法令検査年月日			
建築基準法	建築確認許可	令和 年 月 日	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	令和 年 月 日	事業実施主体が検査を行った年月日を記載	
引き渡し年月日 (または予定日)	令和 年 月 日	事業実施主体が引き渡しを受けた年月日を記載	
請負等業者	福島未来建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇		
工事監理者	有限会社南相馬建築設計事務所 代表〇〇〇〇		

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第5号様式)

⑧完了

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日
(完了後速やかに)

住所又は所在地 〇〇市▲▲ □ー□

印

氏名又は名称及び代表者名 福島 太郎

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金完了報告書

このことについて、下記のとおり完了しましたので、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により報告します。

記

事業名及び箇所名	【事業名】福島県原子力被災12市町村農業者支援事業（農業用機械等の導入） 【箇所名】〇〇市〇〇区〇〇1ー2地内
事業実施主体名	福島 太郎
交付決定年月日	令和 年 月 日 福島県指令〇農林第〇〇〇号
交付決定額	3,685,000 円
着手年月日	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

機械設置場所の住所を記載

交付決定通知書の
補助金額を記載

着手届の着手年月日
と同じ日付を記載

導入機械、施設等の検
査終了日

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

【実績報告の場合】

(第1号様式)

⑨報告

福島県〇〇農林事務所長

(番 号)
令和 年 月 日

提出年月日（事業完了年月日から30日後
もしくは令和8年3月31日までのい
ずれか早い日。ただし、県では実績報告書が
提出されないと検査ができませんので、完
了後、すみやかに提出願います。）

住所又は所在地 〇〇市▲▲ □-□

印

氏名又は名称及び代表者名 福島 太郎

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金実績報告書

令和〇年度において、下記のとおり福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金
による対策を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規
定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の成果
- 2 事業の実績
- 3 経費の配分及び負担区分
- 4 事業完了年月日
- 5 精算

別に定める様式による

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

I 事業の成果

別紙のとおり

(国実施要綱第6の6、国実施要領第2の3に規定する別記様式第3号)

II 事業の実績

別紙のとおり

(国実施要綱第6の6、国実施要領第2の3に規定する別記様式第3号)

III 事業の配分

区 分	総事業費	補助事業に 要した経費	負 担 区 分		備 考
			補助金	その他	
福島県原子力 被災12市町 村農業者支援 事業補助金	(4,914,000 円) 4,855,000 円	(4,914,000 円) 4,855,000 円	(3,685,000 円) 3,641,000 円	(1,229,000 円) 1,214,000 円	該当なし
	事業実績報告書に記載した事業費等と同じ金額を記載				
合 計	(4,914,000 円) 4,855,000 円	(4,914,000 円) 4,855,000 円	(3,685,000 円) 3,641,000 円	(1,229,000 円) 1,214,000 円	該当なし

IV 事業完了予定（又は完了）年月日

令和 年 月 日

完了報告書の完了年月日と同じ

軽微な変更があった場合、上段
()に補助金交付決定がされ
た内容、下段に実績を記載

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
福島県原子力被災 12市町村農業者 支援事業補助金	3,641,000 円	3,685,000 円		44,000 円	
合 計	3,641,000 円	3,685,000 円		44,000 円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
福島県原子力被災 12市町村農業者 支援事業補助金	3,641,000 円	3,685,000 円		44,000 円	
合 計	3,641,000 円	3,685,000 円		44,000 円	

VI 添付書類

(1) 実績報告書にあつては出来高設計書（ただし、最終変更設計書（変更がない場合は当初実施設計書）と一致する場合は、一致することが証明できる書面をもって代えることができる。）及び財産管理台帳の写し

(2) その他必要な書類

注 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」の場合

(第7号様式)

⑪請求

(番 号)
令和 年 月 日

提出する年月日

福島県〇〇農林事務所長

住所又は所在地 〇〇市▲▲ □-□

印

氏名又は名称及び代表者名 福島 太郎

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付け〇農林第〇〇号で交付決定通知のあった福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金について、下記により金3,641,000円を交付して下さるよう請求します。

記

事業名及び箇所名	【事業名】福島県原子力被災12市町村農業者支援事業（農業用機械等の導入） 【箇所名】〇〇市〇〇区〇〇1-2地内
事業費	4,855,000円
交付決定額（A）	3,641,000円
受領済額（B）	0円
今回請求額（C）	3,641,000円
残額（A-B-C）	0円

実績報告書の事業費（A）・補助金実績報告書の総事業費と同じ金額を記載

実績報告書の補助金（C）・補助金実績報告書と同じ補助金額を記載

7 参考資料

(1) 福島県特定高性能農業機械導入計画（抜粋）

特定高性能農業機械の種類・規格と利用規模の下限

2-3-1. トラクタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)		備 考
			田	畑	
Ⅰ	ホイル型 30 P S 級	中通り	9	10	範囲：25～34 PS級
		会 津			
		浜通り			
Ⅱ	ホイル型 40 P S 級及び50 P S 級	中通り	12	15	範囲：35～54 PS級
		会 津	11		
		浜通り	12		
Ⅲ	ホイル型 60 P S 級、70 P S 級及び80 P S 級	中通り	16	25	範囲：55～84 PS級
		会 津	15		
		浜通り	16		
Ⅳ	ホイル型 90 P S 級以上	中通り	20	30	範囲：85 PS以上級
		会 津	19		
		浜通り	20		
Ⅲ ₂	クローラ型、 60 P S 級、70 P S 級及び80 P S 級	中通り	18	-	
		会 津	17		
		浜通り	18		
Ⅳ ₂	クローラ型、 90 P S 級以上	中通り	22	-	
		会 津			
		浜通り			

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、田及び畑について、耕耘整地作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。なお、一年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。

注2) 2つ以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

注3) 次の場合には、類別の大きいトラクタの導入について検討すること。

- ① 特に高い動力を要する作業又は重粘な土壌のは場における利用
- ② 8度以上の傾斜地における利用
- ③ 気象条件及び複合的作付条件等による作付期間の短い場合における利用

注4) 果樹園、桑園、草地、園芸施設についても、作業能率と経済性を考慮して導入すること。

2-3-2. 乗用型田植機

類別	規格等	利用規模下限 (ha)		
		中通り	会 津	浜通り
I	植付条数 4～5条	7	6	7
II	植付条数 6条	10	9	10
III	植付条数 8条	13	12	13
IV	植付条数 10条	17	16	17

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水稻の移植作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

2-3-3. 水田用乗用型多目的作業機（水田用栽培管理ビークル）

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
I	植付条数 6～8条 薬液吐き出し量 3ℓ/分以上 有効散布幅 5m以上	全 域	10	田植・防除・施肥兼用

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水田作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

注2) 各種アタッチメント装着による田植え作業、病虫害防除作業、雑草防除・施肥作業が可能なものである。

2-3-4. 防除用動力噴霧機

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
I	薬液吐き出し量 30ℓ/分以上55ℓ/分未満 有効散布幅15m級未満	全 域	7 (5.2)	ブームノズル又は到達距離の短い畦畔散布ノズル
II	薬液吐き出し量 55ℓ/分以上100ℓ/分未満 有効散布幅15m級未満	全 域	13 (6.4)	ブームノズル又は散布ノズル
III	薬液吐き出し量 100ℓ/分以上 有効散布幅15m級未満	全 域	20 (6.3)	ブームノズル又は散布ノズル

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すものである。（ ）内は、田又は畑において畦畔散布ノズルを使用して行う作業の能率と経済性を基準として算出した5回散布を前提とした下限面積である。

注2) 適応トラクタの大きさは、「トラクタと動力噴霧機との組合せ」の欄を参照すること。

2-3-5. スピードスプレー

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)
I	薬液吐き出し量 20ℓ/分以上50ℓ/分未満	全 域	4 (1.8)
II	薬液吐き出し量 50ℓ/分以上70ℓ/分未満 風量500m ³ /分級以上	全 域	7 (2.2)
III	薬液吐き出し量70ℓ/分以上 風量800m ³ /分級以上	全 域	11 (3.0)
IV	薬液吐き出し量100ℓ/分以上 風量800m ³ /分級以上	全 域	13 (4.4)

注1) 利用規模の下限は、およその目安を示すものである。()内は、果樹園における作業の
能率と経済性を基準として10回散布を前提として算出した下限面積である。

注2) 薬液吐き出し量が類型別のII又はIIIのそれに該当するものであっても、風量が500m³/分級
未満のものについては類別のIに、薬液吐き出し量が類別のIIIに該当するものであっても風量が
500m³/分級以上800m³/分級未満のものについては類別のIIに該当するものとする。

2-3-6. コンバイン

種別	型式	規格等	地域	利用規模下限 (ha)					備 考
				水稻	麦類	大豆	そば	ハトムギ	
I	自脱型	刃幅 0.8m以上1.2m未満	中通り	8	9	-	-	-	
			会 津	7		-	-	-	
			浜通り	8		-	-	-	
II	自脱型	刃幅 1.2m以上1.6m未満	中通り	12	12	-	-	-	
			会 津	11		-	-	-	
			浜通り	12		-	-	-	
III	自脱型	刃幅 1.6m以上	中通り	16	18	-	-	-	
			会 津	14		-	-	-	
			浜通り	16		-	-	-	
IV ₁	普通型	刃幅 0.8m以上1.5m未満	中通り	-	-	12	10	-	大豆・そば専兼用機
			会 津	-	-			-	
			浜通り	-	-			-	
IV ₂	普通型	刃幅 1.5m以上2.5m未満	中通り	16	21	21 (10)	24 (10)	21 (10)	()内は水稻又は 麦で導入したコン バインを大豆、そ ば又はハトムギの 収穫に活用する場 合の値
			会 津	14					
			浜通り	16					
V	普通型	刃幅 2.5m以上	中通り	28	35	21 (18)	24 (18)	25 (19)	
			会 津	26					
			浜通り	28					

注１）利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注２）２つ以上の作目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが１以上であること。

注３）刃幅とは最外端のフィンガーの間隔をいう。ただし、回転刃式にあたっては刈刃の最外側の距離をいう。

注４）（ ）内は水稻又は、麦で導入したコンバインを大豆、そば又はハトムギの収穫に活用する場合の利用規模の下限であるが、この場合の水稻又は麦の収穫面積はそれぞれの利用規模の下限をおおむね確保することが望ましい。

2-3-7. ポテトハーベスタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
I	タンク容量 1,000Kg未満	全 域	13	けん引式又は乗用型
II	タンク容量 1,000Kg以上	全 域	16 (10)	けん引式又は乗用型 ()内は食用ばれいしょの場合

注１）利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出したでん粉原料用ばれいしょを収穫する場合の面積である。なお、（ ）内は食用の場合である。

注２）適用トラクタの大きさは、「トラクタとポテトハーベスタとの組合せ」の欄によるものとするが、一般に、傾斜地、波状地等における利用では、１段上のものを使用する。

2-3-8. ビーンハーベスタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)
I	刈取り条数 1 条	全 域	10
II	刈取り条数 2 条	全 域	24

注）利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水田作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-9. 野菜接ぎ木ロボット

規格等	地域	利用規模下限	備 考
接ぎ木能率 700 株/時級	全 域	15万本/年 (10万本/年)	半自動式 ()は植付ロボット自動搬送装置を併用しない場合

注）利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、苗の接ぎ木作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-10. 野菜用乗用型全自動移植機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)
移植条数 2条	全 域	5

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、移植作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-11. 樹園地用乗用型多目的作業機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
薬液吐き出し量 30ℓ/分以上 運搬容量 100Kg以上	全 域	5	防除・運搬兼用

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における防除作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-12. 果樹用の電磁誘導式防除用散布機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
薬液吐き出し量 50ℓ/分以上 風量 500m ³ /分級以上	全 域	13	ケーブル誘導式

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-13. 簡易草地更新機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
作業幅 2m級	全 域	16	搭載式

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、草地更新作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注2) 適応トラクタの大きさは、60PS 級とするが、一般に、傾斜地若しくは湿地における作業の場合又は降雨後の作業等走行性に影響ある場合には、1 段上のものを使用する。

2-3-14. 産業用無人ヘリコプタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
I	資材積載量 10Kg	全 域	100 (50)	薬剤散布のみの場合 ()内は播種のみの場合
II	資材積載量 20Kg	全 域	100 (50)	

注1) 利用規模の下限は延べ面積で、おおよその目安を示すものである。

注2) 2つの作業に利用する場合は、それぞれについての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

6-3 特定高性能農業機械以外の種類と利用規模の目安

機種	規格等	利用規模下限
トレンチャ	15PS、搭載式	田3、畑2、樹園地2、施設内1ha
動力散粒機	薬剤吐き出し量5～8Kg/分、有効散布幅60m級	14 ha/台
	〃 8Kg/分以上、有効散布幅100m級	19
深耕ロータリ	トラクタ25～34PS級	18
マニュアルスプレッダ	けん引型、2 t 級（トラクタ25～34PS級）	12
プロトキヤスタ	260 $\frac{1}{2}$ （トラクタ25～34PS級）	7
ビーンスレッシャ	自走式 500Kg級	6
ヘーテッダ	チェーン式（トラクタ25～34PS級）	10
	縦軸回転式（トラクタ35～54PS級）	11
ヘーベアラ	自走式・けん引式、作業幅 0.65m級	10
	けん引式（トラクタ35～54PS級）	21
ライムソア	作業幅 2.4m級（トラクタ25～34PS級）	12
コンプランタ	4 畦用	6
ロールベアラ	トラクタ35～54PS級	22
ラッピングマシン	トラクタ55～84PS級	14
フォレンジハーベスタ	刃幅 1.0～1.2m未満、直装式又は半直装式	11
	刃幅 1.2～1.5m未満、けん引式、直装式又は半直装式	15
	刃幅 1.5m以上、けん引式又は直装式	24
	刃幅 2.1m以上、乗用型	113

7-4 主要農業機械の格納所要床面積 (㎡)

機 種	所 要 床面積	機 種	所 要 床面積
トラクター (30PS 級)	10.6	ドリルシーダー (13条)	11.4
トラクター (50PS 級)	13.0	トレンチャー (搭載型)	2.3
トラクター (80PS 級)	15.3	田植機 (乗用型 6条)	13.0
ボトムプラウ (14 ～16" ×1)	3.1	田植機 (歩行型 6条)	8.2
ボトムプラウ (14 ～16" ×2)	4.4	動力噴霧機 (200～500 $\frac{リットル}{ヘクタール}$)	5.0
ボトムプラウ (16"×3)	7.3	スピードスプレヤー (600 $\frac{リットル}{ヘクタール}$)	11.7
ロータリー (1.5m)	4.6	自脱型コンバイン (4～5条)	15.0
ロータリー (1.8m)	5.3	普通型コンバイン (刈幅 3.6m)	37.8
ディスクハロー (16" ×16)	5.2	普通型コンバイン (刈幅 4.6m)	54.5
ツースハロー (30本×3)	10.4	フォーレイジハーベスター (1.3～1.5m)	13.6
サブソイラー (1本爪)	2.1	フォーレイジハーベスター (自走式)	26.8
代かき機 (2.0～2.5m)	5.6	テグダーレーキ (シリンダー)	9.2
代かき機 (2.6～3.3m)	6.9	ヘイベラー (タイト)	20.4
カルチパッカー (2.4m)	10.9	ファームワゴン (2 t)	18.1
ローラー (2.5m)	8.8	ポテトハーベスター (1条)	19.0
マニユアスプレッダー (1.5 t)	11.9	ビーンハーベスター (2条)	10.5
マニユアスプレッダー (3 t)	15.1	乗用型多目的作業機	8.0
ライムソー (320 $\frac{リットル}{ヘクタール}$)	10.6	トレーラー (1 t)	12.6
ブロードキャスター (150～400 $\frac{リットル}{ヘクタール}$)	2.8	トレーラー (2 t)	16.1

注1 この数値はおおよその目安である。全農「機械化一貫体系標準指標」等を参考として作成。

注2 トラクター及び作業機の全長、全幅を基に機械の間隔(トラクターその他大型機械は長さ2m、幅0.6m及び作業機は長さ1m、幅0.3m)を考慮して算出し、同じ機種でも銘柄によって異なる。

(2) 導入機械等能力算出表(例)

- 原則として「特定高性能農業機械導入計画(平成17年7月福島県)」の該当作業機の値を使用してください。
- なお、「特定高性能農業機械導入計画」に記載の無い機械や、条件が著しく異なる場合には、カタログ数値等を使用しても良いこととしますが、実行可能な数値を記入してください。
- この様式は、導入しようとする機械の種類毎に作成してください。なお、この様式によることが困難な場合は、根拠となる資料を添付したうえで任意の様式でもかまいません。

1. 機種選定理由

2. 機械の能力

作業名	作業機名	区分	能力等 ps・条等	時間当たり作業量(作業面積)					1日当たり作業量(作業面積)				期間中の作業可能日数				期間中の作業 面積 (ha) ⑦×⑩
				作業幅等 (m)等	※作業速度等 (m/秒)等	理論作業量 (ha/時) ①	※ほ場作業効 率 ②	ほ場作業量 (ha/時) ③=①×②	※1日の作業時 間 (時間) ④	※作業回数 (回) ⑤	※実作業率 ⑥	1日の作業 面積 (ha) ⑦=③×④÷⑤× ⑥	作業 期間 (月/日～月/日) ⑧	※日数 (日) ⑧	※可能日数率 ⑨	可能 日数 (日) ⑩=⑧×⑨	
		既存機械				0.00		0.00				0.00				0	0.0
																	0.0
		導入予定 機械				0.00		0.00				0.00				0	0.0
																	0.0

注1) 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。

注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

3. 導入必要台数

作業名	作業機名	利用 面積 (ha) ①	既存機械の作 業可能面積 (上記表A) (ha) ②	不足作業 面積 (ha) ③=①-②	導入機械の能 力 (上記表B) (ha) ④	導入必要 台数 (台) ③÷④
			0.0	0.0	0.0	0.00

注1) 収穫機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。

注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

導入必要台数が1.0～1.2となる
機種を選定する。もし、この範囲
から外れる場合は上位、又は下
位の機種の導入を検討する。

桃色セルに文字を記入

黄色セルに数値を記入

導入機械等能力算出表(例)

- 原則として「特定高性能農業機械導入計画(平成17年7月福島県)」の該当作業機の値を使用してください。
- なお、「特定高性能農業機械導入計画」に記載の無い機械や、条件が著しく異なる場合には、カタログ数値等を使用しても良いこととしますが、実行可能な数値を記入してください。
- この様式は、導入しようとする機械の種類毎に作成してください。なお、この様式によることが困難な場合は、根拠となる資料(カタログ等)を添付したうえで任意の様式でもかまいません。

1. 機種選定理由

- 湿田が多く、作業中に沈み込まないようにクローラーを有するトラクターが必要。
- 小さいほ場が多いためセミクローラーが必要である。
- 取組計画(受託面積の増)に対応でき、溝掘り機を牽引できる能力(80ps以上)が必要。

複数の機種を比較して選定の根拠となる理由などを記載する。

ほ場の区画、形状、作業の種類で異なるが、おおよそ連続的に作業できるものは70～80%、資材を途中補給するものは50～60%

実作業時間は、基本的には1日の作業時間(8時間)×実作業率で計算する。

作業を繰り返す場合の数値

一日の作業時間の中で機械の装着やほ場の移動等を差し引き、実際にほ場内で作業が可能な時間。(その割合が実作業率)一般的には70%目安

2. 機械の能力

作業名	作業機名	区分	能力等 ps・条等	時間当たり作業量(作業面積)				1日当たり作業量(作業面積)				期間中の作業可能日数				
				作業幅等 (m)等	※作業速度等 (m/秒)等	理論作業量 (ha/時) ①	※ほ場作業効率 ②	ほ場作業量 (ha/時) ③=①×②	※1日の作業時間 (時間) ④	※作業回数 (回) ⑤	※実作業率 ⑥	1日の作業面積 (ha) ⑦=③×④÷⑤×⑥	作業期間 (月/日～月/日) ⑧	※日数 (日) ⑨	※可能日数率 ⑩=⑧×⑨	可能日数 (日) ⑪=⑧×⑨
収穫	自脱型コンバイン	既存機械				0.00		0.00				0.00				0
																0.0
		導入予定機械	【メーカー名】 自脱型コンバイン4条	1.2	0.69	0.30	0.5	0.15	7	1	0.7	0.73	8/29～9/24	27	0.6	16.2
																11.8

注1) 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。
注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

作業期間の日数

適期作業日数のうち作業ができる割合

地域の晴天率等から(過去3年間の基礎資料)計算

3. 導入必要台数

作業名	作業機名	利用面積 (ha) ①	既存機械の作業可能面積 (ha) ②	不足作業面積 (ha) ③=①-②	導入機械の能力 (ha) ④	導入必要台数 (台) ⑤=③÷④
収穫	自脱型コンバイン	14	0.0	14.0	11.8	1.18

注1) 収穫機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。
注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

導入必要台数が1.0～1.2となる機種を選定する。もし、この範囲から外れる場合は上位、又は下位の機種の導入を検討する。

桃色セルに文字を記入

黄色セルに数値を記入

福島県財務

債権者登録（変更）申請書

債権者コード									

処理区分	
1.新規登録	2.変更

県記入欄	執行機関名	
	電話番号 (内線)	
	担当者名	

注：個人名又は法人名を記入してください	
フリガナ	
氏名 1	
注：法人の場合は、代表者名を記入してください（役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は1文字あけてください）	
フリガナ	
氏名 2	

会社区分	住所コード	郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は区市町村まで）を記入してください		注：市外局番から記入してください	
フリガナ		電話番号	
住所			

注：番地を記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）	
フリガナ	
番地	
注：ビル名、アパート名等を記入してください	
フリガナ	
方書	

支払方法（1～5のいずれか1つを記入してください）	
	1.口座振替 2.隔地払（支店） 3.隔地払（他店） 4.隔地払（郵便局） 5.支払証

金融機関名	店舗名	金融機関コード

預金種別（1、2、9のいずれか1つを記入してください）		口座番号
	1.普通預金 2.当座預金 9.別段・別口	

口座名義人（カナ）	

公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名（保証事業会社に登録した口座）		金融機関コード

公共工事の前払金預託口座の種別（通常は1になります）		前払金預託口座番号
	1.普通預金 2.当座預金 9.別段・別口	

関連債権者		関連債権者コード

備考	
----	--

福島県知事

上記のとおり申請します。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

法人の場合は、以下も記入してください。

担当者
(所属・氏名)

電話番号

E-mail

【記載例】

債権者登録（変更）申請書

福島県財務

債権者コード									

処理区分	
1.新規登録	2.変更

県記入欄	執行機関名	
	電話番号（内線）	
	担当者名	

個人の場合は、氏名1に氏名を記入してください。

①氏名の姓と名の間は一文字あけてください。

⑤氏名1、氏名2、口座名義人のフリガナの濁点「」、半濁点「」は一文字分として記入してください。

⑥口座名義人（カタカナ）が40文字を超える場合は、口座を開設している金融機関にご相談ください。

⑦公共工事等の前払に使用する預託金融機関名及び店舗名を記入してください。

注：個人名又は法人名を記入してください

フリガナ カ) フクシマスイトウケンセツ

氏名1 (株) 福島出納建設

注：法人の場合は、代表者名を記入してください（役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は一文字あけてください）

フリガナ タ) イヒョウトリシマリヤク スイトウ イチロウ

氏名2 代表取締役 出納 一郎

会社区分 住所コード 郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は区市町村まで）を記入してください

フリガナ フクシマシキツマチョウ

住所 福島県 福島市杉妻町

注：番地を記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）

フリガナ

番地 2 - 1 6

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ スイトウビル

方書 出納ビル

支払方法（1～5のいずれか1つを記入してください）

1 1.口座振替 2.隔地払（支店） 3.隔地払（他店） 4.隔地払（郵便局） 5.支払証

金融機関名 店舗名 金融機関コード

東邦銀行 県庁支店

預金種別（1、2、9のいずれか1つを記入してください）

2 1.普通預金 2.当座預金 9.別段・別口

口座番号

1 2 3 4 5 6 7

口座名義人（カタカナ）

カ) フクシマスイトウケンセツ

公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名（保証事業会社に登録した口座）

金融機関コード

東邦銀行 県庁支店

公共工事の前払金預託口座の種別（通常は1になります）

前払金預託口座番号

1 0 0 0 1 2 3 4

関連債権者

関連債権者コード

備考

②市外局番、局番、番号はそれぞれ「-」でつないでください。
携帯番号等は、「-」不要です。

④口座振替に使用する通帳に記載されている口座番号を記入してください。
なお、通帳に記載されている番号が7桁未満の場合は、頭に「0」をつけて7桁として記入してください。

上記のとおり申請します。

元号 年 月 日

住所 福島県福島市杉妻町2-16 出納ビル

氏名 株式会社福島出納建設

代表取締役 出納 一郎

電話番号 024-521-XXXX

⑧記名のうえ、提出してください。

法人の場合は、以下も記入してください。

担当者（所属・氏名） 総務課 出納 二郎

電話番号 024-521-YYYY

E mail suitou_jirou@example.co.jp

特記事項

この申請書は、福島県が債権者のみなさまへ迅速なお支払いをするために提出していただくものです。

- 1 太枠の中の該当する項目について記入してください。
- 2 先に提出していただいた申請書の内容に変更がある場合は、変更する項目のみを記載し、その理由等を備考欄に併せて記入してください。
- 3 代金等の受領者が申請のみなさまと常時異なる場合は、その受領者名を関連債権者欄に記載し、受領される方もこの申請書を併せて提出してください。
- 4 支払方法に「1」（口座振替）を選択した場合は、口座情報（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ））の内容を確認するため、預金通帳の写し（表紙及びカタカナ義が印字されているページ）又は当座勘定照合表など口座情報が表示されている書類の写しを添付してください。
- 5 債権者本人に代わって県の執行機関が申請する場合は、申請内容（氏名、住所、口座情報等）を確認できるすべての書類を添付してください。

＜略漢字・略カナ一覧表＞

区 分	漢字略語	口座名義に使用するカナ文字による略語							
○ 法人の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
株式会社	(株)	カ							
有限会社	(有)	ユ							
合名会社	(名)	メ							
合資会社	(資)	シ							
合同会社	(同)	ト							
医療法人									
医療法人社団	(医)	イ							
医療法人財団									
社会医療法人									
財団法人	(財)	サ	イ						
一般財団法人	(一財)	サ	イ						
公益財団法人	(公財)	サ	イ						
社団法人	(社)	シ	ヤ						
一般社団法人	(一社)	シ	ヤ						
公益社団法人	(公社)	シ	ヤ						
宗教法人	(宗)	シ	ユ	ウ					
学校法人	(学)	カ	ク						
社会福祉法人	(福)	フ	ク						
相互会社	(相)	ソ							
特定非営利活動法人	(特非)	ト	ク	ヒ					
独立行政法人	(独)	ト	ク						
○ 営業所の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
営業所		エ	イ						
出張所		シ	ユ	ツ					
○ 事業の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
企業組合	(企)								
協業組合	(業)								
事業協同組合	(協)								
連合会		レ	ン						
共済組合		キ	ヨ	ウ	サ	イ			
協同組合		キ	ヨ	ウ	ク	ミ			
信用組合		シ	ン	ク	ミ				
生命保険		セ	イ	メ	イ				
海上火災保険		カ	イ	シ	ヨ	ウ			
火災海上保険		カ	サ	イ					
健康保険組合		ケ	ン	ホ					
国民健康保険組合		コ	ク	ホ					

区 分	漢字略語	口座名義に使用するカナ文字による略語							
○ 事業の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
国民健康保険組合連合会		コ	ク	ホ	レ	ン			
社会保険診療報酬支払基金		シ	ヤ	ホ					
従業員組合		シ	ユ	ウ	ク	ミ			
労働金庫		ロ	ウ	キ	ン				
生活協同組合		セ	イ	キ	ヨ	ウ			
食糧販売協同組合		シ	ヨ	ク	ハ	ン	キ	ヨ	ウ
農業協同組合		ノ	ウ	キ	ヨ	ウ			
農業協同組合連合会		ノ	ウ	キ	ヨ	ウ	レ	ン	
経済農業協同組合連合会		ケ	イ	サ	イ	レ	ン		
漁業協同組合		キ	ヨ	キ	ヨ	ウ			
漁業協同組合連合会		キ	ヨ	レ	ン				

※法人及び営業所の略カナ名は、略語判別表示としてカッコを付けて使用してください。

なお、事業の略語には略語判別表示は付けません。

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 様

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴県の原子力被災12市町村農業者支援事業補助金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

①貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします（1～5にあつては、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者）。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業

5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

6. 次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求

3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為

5. その他前各号に準ずる行為

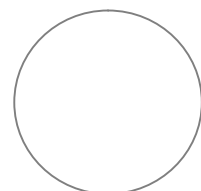
③上記②1～5の行為があった場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（または所在地）

代表者印又は実印

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名



事業者名 _____

役員一覽

[illegible]

※「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事業実施計画承認申請書」に添付してください。

※この情報は、「暴力団排除に関する誓約書」の確認のため必要となります。
個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。